

## 再審法改正を求める総会決議

### 決議の趣旨

当会は、えん罪被害者の速やかな救済のために、政府及び国会に対し、以下の内容を含む再審手続に関する刑事訴訟法の規定（以下「再審法」という。）の改正を求める。

- 1 再審請求手続における証拠開示の法制化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

以上のとおり決議する。

2024年（令和6年）2月9日

愛媛弁護士会

### 決議の理由

#### 1 えん罪や再審をめぐる近年の動き

えん罪は国家による最大の人権侵害の一つであり、間違った有罪判決で無実の罪を着せられているえん罪被害者を救済するために、一定の要件の下で裁判のやり直しを認める制度が再審法である。えん罪被害者の速やかな救済は、基本的人権の保障と公正な裁判の実現を定める憲法の要請でもある。

えん罪は古くから存在しているが、近年になって再審が開始されたり、再審による無罪判決が確定したりする事例が相次いでいる。特に、昨年、2014年（平成26年）の再審開始決定から9年を経てようやく同決定が確定し、現在、再審公判が進行中である袴田事件は、社会の耳目を集めている。このように、再審をめぐる動きが活発化する中で報道される機会も増え、再審法に対す

る社会の関心も高まってきているところである。

## 2 再審法における手続規定の不備

近年、刑事訴訟法の中のさまざまな規定が改正される一方で、再審法は、全部で19か条しかない（しかも審理の進め方について定めた条文は刑事訴訟法445条の1つしかない）にもかかわらず、70年以上に渡り一度も改正されず、いわゆる旧刑事訴訟法による職権主義の手続構造が残されている。それにより、これまで多くの再審請求事件の審理を通じ、現行の再審法には重大な欠陥があることが明らかになっている。

その欠陥として、そもそも審理の進め方について手続規定が整備されていないこともあるが、特に、①再審請求手続における証拠開示制度の不存在と、②再審開始決定に対する検察官による不服申立制度の存在が、えん罪被害者の速やかな救済を阻害する大きな壁となっている。

## 3 証拠開示制度の必要性

再審法における証拠開示制度の不存在は、えん罪被害者の救済を妨げる最大の要因であるといえる。

捜査機関が事後的に開示した新証拠が再審開始につながった事件は多く、近年の事件だけでも、袴田事件のほか、布川事件、日野町事件、松橋事件などがある。確定判決の誤りを正すためには新たな証拠が必要であり、捜査機関が有する証拠が鍵となりうるどころ、再審法には証拠開示についての明文規定がなく、制度的な保障がされていない。そのため、現状では個々の検察官の対応や裁判所の訴訟指揮に依拠せざるを得ず、事案ごとに証拠開示の有無や範囲に大きな格差が生じてしまっている。

なお、再審法における証拠開示の問題は、2016年（平成28年）の刑事訴訟法改正の際に法制審で議論がなされた結果、附則において「必要に応じ、

速やかに検討を行うものとする」と規定された。しかし、それから7年が経過した現在に至っても、法制化の目途は立っていない。

えん罪被害者を等しく速やかに救済するためには、証拠開示制度を明文化する再審法改正の実現が必要不可欠である。

#### 4 検察官による不服申立ての禁止の必要性

再審開始決定に対する検察官の不服申立制度の存在は、再審請求手続をいたずらに長引かせ、えん罪被害者の速やかな救済を妨げている。

再審開始決定は、あくまで裁判をやり直すことを決定するにとどまる中間判断であり、有罪無罪を審理する手続ではない。検察官が確定判決の正当性を主張する機会は再審公判において保障されているのであるから、再審開始決定に対する不服申立てを認めなくても不都合は生じない。検察官による再審開始決定への不服申立てを認めていることが、実体審理の開始まで無用の長期化を招き、再審手続が何年にも渡って遅延する要因となっている。袴田事件では、2014年（平成26年）に再審開始決定に加え、拘置の執行停止もなされて釈放が認められているにもかかわらず、検察官の抗告によって、審理が開始されるまで実に9年という歳月を要しており、高齢の当事者にとって、もはや人権侵害ともいえるべき事態に至っている。

再審請求手続の無用な長期化を防ぎ、えん罪被害者を速やかに救済するためには、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する必要がある。

#### 5 結語

よって、当会は、えん罪被害者の速やかな救済のために、政府及び国会に対し、①再審請求手続における証拠開示の法制化、及び、②再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の改正を求めるものである。

以上